

# 青森県報

号外第六十号

平成十九年  
六月十八日  
(月曜日)

## 目 次

### 海区漁業調整委員会

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示……………（事務局）…

## 海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第六号

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十九年六月十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船 橋 正 良

### 一 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用し、行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。

ただし、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に操業の届出を行った場合はこの限りでない。

1 制限海域 青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

2 制限期間 平成十九年七月一日から同年十二月三十一日まで

### 二 操業の届出

一において、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに、委員会が別に定める平成十九年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業届出事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）により届出をしなければならない。

### 三 操業の届出の期間

委員会指示発動の日から操業着手十日前まで。

### 四 操業者の遵守事項

1 操業の届出をした者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。なお、協定締結当事者は、各漁業を営む者で構成する団体の代表者とする。

2 操業の届出をした者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要と認めるときには、当該漁業者間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

3 操業の届出をした者は、船団を編成しなければならない。

4 操業の届出をした者は、当該漁業を操業しようとするときは、当該船舶に届出接受書を備え付けておかななければならない。

5 操業の届出をした者は、当該漁業の操業期間中、取扱要領に定める標識を当該船舶の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

6 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

7 操業の届出をした者は、当該漁業終了後三十日以内に取扱要領に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

8 操業の届出をした者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘した時は、これに従わなければならない。

平成十九年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業届出事務取扱要領

### 一 届出書の提出

1 操業の届出をする者は、第一号様式による届出書を二部作成し、届出理由書を添えて委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一の一青森県庁内）に提出すること。

この際、他種漁業を営む者との間で操業協定を結ぶ団体が判るよう操業区域を記載すること。

2 青森県内に住所を有する者にあつては、その者が所属する漁業協同組合が取りまとの上、第二号様式を添えて提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事が取りまとの上、第二号様式及び当該知事の副申を添えて提出すること。

4 申請にあつては、前記1から3の外次に掲げる書類を添付すること。

(一) 漁船原簿謄本（県内に住所を有する者は除く。）

(二) 備船の場合は、船舶使用承諾書（印鑑証明書を添付したものに限り。）

(三) 共同経営の場合は、代表者選定届（第三号様式）及び共同経営に係る契約書の写し

(四) その他委員会が必要と認めた書類

5 操業の届出の期限は、操業着手十日前までとする。

二 届出接受書の交付及び通知

委員会は、届出書一部を受理したときは、その一部に接受年月日を記載し、陸揚港で当該船舶並びに漁具を確認の上、届出者又は操業責任者に交付する。また、県内者にあつてはその者の申請を取りまとのた漁業協同組合に、県外者にあつてはその者の申請を取りまとのた都道府県知事にその旨を通知する。

三 漁獲成績報告書の提出

1 県内者にあつては、第四号様式によるまぐろはえなわ漁業漁獲成績報告書一部をその者の所属する漁業協同組合が取りまとのた上、当該漁業終了後三十日以内に委員会に提出すること。

2 県外者にあつては、第四号様式によるまぐろはえなわ漁業漁獲成績報告書一部に水揚げ伝票を添付し、その所在地を管轄する都道府県知事が取りまとのた上、当該漁業終了後三十日以内に委員会に提出すること。

四 標識の様式

船体に表示する標識は、第五号様式のとおりとする。

五 留意事項

青森県西部海区管内において、まぐろはえなわ漁業に使用する餌料用するめいかを漁獲する場合は、青森県知事又は青森県西部海区漁業調整委員会会長から、当該年度において有効な小型いかつり漁業（するめいかを目的にする漁業に限る。）の許可又は承認を受けること。

第1号様式

まぐろはえなわ漁業出漁届出書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会 殿

住 所 氏 名 ①

下記のとおり、まぐろはえなわ漁業に出漁しますので、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 使用する船舶
  - (1) 漁船登録番号
  - (2) 船名
  - (3) 船舶総トン数
  - (4) 電波機器等の有無及びその種類
- 無線電信
- その他
- 2 操業区域
- 3 操業期間
- 4 漁業根拠地
- 5 漁獲物等陸揚港
- 6 所属船舶団名

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



